

物品調達等における県内企業への優先発注について

1 趣 旨

本県では、県内企業等の受注機会の確保と雇用の維持を通じた地域経済の活性化を図るために、公共事業の入札参加資格を可能な限り県内企業等とするとともに、「県産品等愛用推進方針（庁内率先利用等）」に基づき、県自らが県産品の率先利用に努めています。

平成21年11月からは、厳しい経済情勢の中、県内の人材活用や地場産業の育成を進め、県内事業者の雇用促進に寄与するため、適正な競争性及び環境への配慮が確保されることを前提に、物品購入及び印刷物の製造請負において、地域要件を導入し、県内企業等への優先発注を図っています。

2 対象となる契約方法

- 制限付一般競争入札
- 指名競争入札
- 随意契約（見積り合わせ）
- ※ 特定調達契約（WTO案件）は該当しません。

3 地域要件等の設定

- (1) 県内に本社又は事業所がある者であること
 - ① 県内に本社(本店)がある者
 - ② 県内に支店、営業所等を有し、かつその長を代理人として登録している者
なお、随意契約（見積り合わせ）の場合には、競争入札指名登録者名簿への登録が必要ないことから、県内に支店、営業所等を有していれば要件を満たすものとします。
- ※ 地域要件を設定する場合において、特別な事情で参加資格を県内に本社(本店)がある者に限定する必要がある、その理由が合理的なときは、県内に本社(本店)がある者だけに、入札参加資格を限定することも可能とします。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級又はB級に格付けされている者であること（随意契約を除く。）
 - ① 予定価格250万円を超える競争入札
原則としてA級に格付けされている者
 - ② ①以外の競争入札
競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) その他、個別案件ごとに設定する技術的要件等を満たす者であること

4 その他

次の場合には、地域要件を設定しないものとします。

- (1) 県内に取り扱う業者がない場合
- (2) 県外業者が著作権や原版を保持している場合
- (3) その他、適正な競争性及び環境への配慮が確保できない場合